

川西市立多田中学校 部活動運営規定

作成日(更新日):令和3年4月1日

川西市立多田中学校は、適正な部活動の運営に向けて、文部科学省が平成30年3月に作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県教育委員会が平成30年9月に作成した「いきいき運動部活動(4訂版)」、川西市教育委員会が平成30年11月に作成した「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の長時間労働の解消に向けて、「川西市立多田中学校部活動運営規定」を策定した。

～本校の部活動の考え方～

部活動は、学校教育の一環として、学級や学年を越えて子ども達が自発的、自主的に組織し展開する活動とします。

部活動の時間、学習時間、家庭や地域で過ごす時間など、バランスのとれた時間を確保します。

活動中は、安全な体制・環境づくりに努め、熱中症対策を十分に行い、事故を未然に防ぎます。

ジュニア期における適度な練習量と適切な休養を大切にします。

スポーツ医・科学的な観点を踏まえ、短時間で合理的な練習をします。

勝利至上主義による行き過ぎた活動はしません。

子どもの体と心の発達や仲間づくり、担任や教科を離れた教員とのふれあいの場として意義あるものとします。

★休養日及び活動時間について

本校の部活動の運営については、「川西市における部活動の在り方に関する方針」に則り、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ活動時間に関する医・科学的な観点を踏まえるとともに、教職員の勤務負担軽減の視点から、顧問の多忙化解消の観点を踏まえ、次に掲げる事項を基準とする。

- (1) 週当たり2日以上休養日を設ける。
 - * 平日に少なくとも週に1日は休養日とする。
 - * 土曜日、日曜日及び祝日等は、少なくとも1日以上は休養日とする。
但し、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を一週間以内に他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、平日2時間、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は、3時間程度とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ活動時間の延長を認めることがある。
- (3) 長期休業中の休業日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。
 - * 夏季休業中においては、1週間以上は、休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - * 冬季休業中においては、12月28日～1月3日までの1週間は、休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面及び家庭への負担がかかることから行わない。
- (5) 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加については、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し精査する。
また、長時間にわたっての活動や交通費等における家庭の経済的負担を軽減する。
- (6) 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）は、行わない。

1 本校の規定

第1条 目的

部活動は、教育活動の一環として、学級や学年を越えて子ども達が自発的、自主的に活動を組織し展開されるものであり、子どもの体と心の発達や仲間づくり、担任や教科を離れた教員とのふれあいの場として意義あるものである。それを円滑に活動させるために以下のように部活規定を定める。

第2条 部の新設、及び廃部、休部について

(1) 基本的にその部活を担当する顧問があり、一定数部員が集まっている場合に継続し存続させる。外部コーチ等の指導が見込め、かつ、顧問の持ち手がいて、コーチと顧問が円滑に部活動をおこなえる場合も同様とする。

(2) 休部について

部員がいなくなったが、将来的に希望する生徒があり、かつ、顧問を希望している教諭が見込める場合、廃部とせずに休部扱いとし、次年度の入部希望状況を見る。尚、活動再開にあたっては、転勤等で顧問不在になった現在活動中の部活の存続を優先し、かつ、教諭が休部中の部活をもてる人員がおり、活動できる数の生徒の希望があった場合、職員会で了承を得て、再開するものとする。

(3) 廃部について

顧問の持ち手がなく、将来的に部員の集まる見込みのない部活動については廃部の方向で話を進める。年度途中で廃部により活動がなくなった部活動の顧問が、その後他部活の顧問を持つかどうかについては、係で慎重に審議する。

(4) 新設について

部の新設については、運動部は、中体連に位置づけられている部であること。文化部は、明確な活動目的を持ち、かつ、教育的意義の見いだせるものとする。運動部、文化部ともに、将来顧問の持ち手の変更されても、継続できる見込みのあるものとし、先に顧問会で市内の状況に照らし合わせ、慎重に審議し、職員会にはかるものとする。職員会で新設を希望する部が承認された場合、1年間は同好会扱いとし、活動状況、次年度のその部活への希望人数等を見て、職員会の承諾を得て正式に部に昇格するものとする。1年後の状況がおもわしくない場合、もう1年同好会扱いとし様子を見るか、廃部とする。この決定についても、職員会の承諾を得るものとする。

・同好会の担当教諭は部活顧問同様とする。

・同好会への生徒会からの部費の割り当ては他の部の2分の1の配分とする。

第3条 部活動費について

(1) 生徒会、市、PTAから配分される各部活の予算は、係が予算案を作成し、了承を得た上決定され支給される。

・予算は、各部基本活動金（金額未定）に部員数相当分を加えたものが配分される。

・市からの援助金は、部員相当分が配分される。

・PTAからの予算は、(3)の項目を優先し、残金については必要に応じて執行するものとする。

- (2) 修理代の請求に関しては、年度末に、各部活の修理代の請求状況をみて、係が配分する。体育科備品、又は、学校の備品等を使用して修理を必要とする場合、先に事務室の施設、備品修理の予算の担当者と協議すること。
- (3) 夏の中体連等の主催する大会（文化部はそれに準ずる大会）の県大会以上の大会においては、教育委員会からの交通費、宿泊費等は支払われるが、新人戦等はこの限りでない。しかし、中体連の主催する新人戦等の大会でも、県大会以上に出場する場合、（県大会からのものは除く）PTAより、交通費の援助が支出される。その対象の部活の顧問は、係に申請すること。
- (4) 部の運営費として部費を各家庭から徴収する際は、管理職に報告した上で予算案を立て保護者会にて説明し、了承を得た上で適切に執行すること。
- (5) 部費を徴収した場合は、会計報告を必ず年度末に保護者に対して行うこと。
- (6) 各部の予算案と会計報告書は部活動会計担当に提出すること。

第4条 活動上の配慮事項

- (1) 平日の活動に関しては顧問が活動場所で直接指導することが原則である。ただし校内において顧問が勤務中である場合には部長（キャプテン）に活動内容、安全面での指導を充分に行った上で活動させる。万一、顧問が不在の場合は活動を中止するか、必ず代理の顧問を依頼して実施する。責任の所在を常に明確にして活動する。
- (2) 部室、グラウンド、体育館等活動場所の整頓に努め、用具などを大切にすることを育てるよう指導する。
- (3) 顧問は戸締り等の指導を徹底させ、休業日の戸締りも使用した場所は責任を持って行う。
- (4) 安全面での指導には特に留意し事故のないように配慮する。特に健康管理、用具点検など生命にかかわる点は注意する。
夏期は特に熱中症の予防に努め、活動時間、水分補給、休憩をとること、などを注意する。
活動場所において、暑さ指数31℃以上の場合は、活動を禁止する。
- (5) 対外的な行事には、多田中生として誇れる態度、行動がとれるようマナーについても指導する。（あいさつなどを教師、来校者などにも日頃からできるように指導する。）
- (6) 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）は行わない。
- (7) 学習との両立についても十分配慮し担任、学年との連携に努め退部、転部に際しても顧問と担任とで話し合っ指導していくこと。
- (8) 部活動の方針、内容については保護者に対して保護者会、部活懇談会などの機会を通して十分理解してもらうよう努力し、部活への協力者となってもらう。
- (9) 次のような行為に関しては、活動停止も含め特別に指導する。
 - ・時間が厳守できなかつたり施錠、用具の整頓に不徹底があつたりする場合には部活動担当が顧問を通じて指導する。
 - ・部員間に暴力等があつた場合や対外的にマナー、公衆道徳を失する場合、部員による集団非行があつた場合には生徒指導部と顧問とが検討して指導する。
 - ・部活動停止など、職員間での共通理解が必要な場合は、職員打ち合わせなどで報告する。
- (10) 地震等火災発生時、警報・特別警報発令時は「市立学校の災害時における措置」に従う。
また、雷発生時には、速やかに屋内へ避難し、音が鳴りやむまで待機するなど、安全を確実に確保する。

第5条 活動時間

(1) 放課後の活動（日没の状況を見て変更するものとする）

完全下校時間のめやす

4月～10月初旬まで	18:00	10月中旬まで	17:30
11月初旬まで	17:15	1月下旬まで	17:00
2月下旬まで	17:15	3月下旬まで	17:30

- ・終学活終了時間15分後には更衣をすませ部活動が始められるようにする。
- ・活動中の運動部の生徒の服装は、体操服、または部活動で認められている服装のみとする。
- ・木曜日は学級優先日とする。（大会一週間前はこの限りではない。）
- ・学習会のある日は学習会を優先とする。
*学級などの活動と部活動の関係については顧問と担任とが連絡を密にし、相互の配慮、考慮を軸としてかみ合わせてゆき、生徒への指導も適切なものとしていくように心がける。
- ・部活動の完全下校時間については生徒手帳に記入されている時間を基本とし、日没と下校時間を考慮し、特別活動部において適正な時間を設定し職員の了承を得るものとする。
- ・活動時間は2時間程度とする。
- ・活動は完全下校時刻の15分前に活動を終了し後片付け、更衣をすませて完全下校時刻には全員下校するように指導する。
- ・活動上、やむを得ず完全下校時刻に遅れる場合（練習試合、大会準備、緊急を要する指導など）顧問が必ず部活動担当者に届け出る。
- ・下校時間の厳守は顧問、部長を通して徹底する。
- ・更衣場所については顧問の指定した場所とする。貴重品等がある場合、配慮すること。
- ・午前中の授業で昼から部活動をする場合、原則自教室で食べ、その後の施錠をきちんとすること。やむを得ず活動場所で食べる場合は各顧問の指示に従うこと。

(2) 早朝練習

- ・早朝練習は行わないものとする。

(3) 休業中、休日の練習

- ・休業日の活動時間は3時間程度とする。
- ・夏季休業中は1週間以上のまとまった休養期間を設けること。
- ・休業日の完全下校時間は、年間を通して(1)に合わず。
- ・休業中、休日の練習活動に関しては顧問の現場指導が条件であり、長期休業中の練習は係がまとめ、計画表を配布する。
- ・長期休業中、及び学校が休業日の場合、また、再登校の場合、制服以外に、学校指定のジャージ又は、各部活動でユニフォームとしている服装で登校してもよい。
- ・休業中の部活動時の更衣場所等は、特に盗難等留意して指示すること。
- ・休日、休業中の活動については、スポーツ飲料を持参することを可とする。

(4) 定期考査前の部活動について

- ・定期考査の一週間前より部活動を原則、活動中止とする。しかし、大会がテスト前にかかる場合はこの限りでなく、顧問の適正な判断により活動すること。また、中体連等が主催する大会など（文化部はそれに準ずる大会）の1週間前までに定期テストがかかるとき、必要最低限の範囲内において、大会1週間前からの活動を認める。どちらの場合においても必ず大会参加者のみとし、事前に管理職に報告し、保護者に連絡を徹底しておくこと。

(5) 活動の延長について

- ・原則延長は認めない。しかし、どうしても必要な場合は職員朝礼などで了承を得る。

(6) 各部活の部活リーダー会を定期的に召集し、以下のことを生徒の活動とし、徹底させる。

- ・下校時間の厳守

下校当番が下校時間を守るよう呼びかけをし、完全下校が守れていない部活動をチェックする。報告を受けた顧問は適切な指導をする。

- ・校舎、体育館等の戸締まりについて

完全下校15分前には部活動を終え、更衣等を済ませて下校するが、使用した各施設の戸締まりも大切な役目である。

(7) ノー部活デーについて

- ・平日は、最低週1日以上は部活動を行わないこと。設定されたノー部活デーに活動をする場合は、必ず管理職と相談した上でその週内で代替日を設け、全職員に周知させること。
- ・土曜日、日曜日等の休業日は、1日以上は休養日とする。しかし、大会等でやむを得ず活動を行う場合は、休養日を前後1週間以内で振り替えること。
- ・各部の休養日数を月毎にまとめ、部活動担当者に提出すること。

第6条 入退部について

(1) 毎年、年度始まりに入部届（継続届）を出し、継続入部の意思を確認する。入部届（継続届）を提出しない生徒については、顧問がその状況を把握し必要に応じて声かけを行うこと。

(2) 仮入部期間を設定し、顧問は仮入部の意志が認められる者については随時許可する。（仮、本入部の日程はその年毎に係が決定する。）

(3) 仮入部期間中の他部への移動は自由であり、あくまで部の活動を理解させることに努める。仮入部中に用具の購入指示、入部を前提とした指導は行わない。

(4) 新入生の正式入部は5月以降とする。正式入部は所定の入部届に保護者同意の捺印の上担任の確認を受けて顧問に提出、受理されてからとする。

(5) 入部後の一年生の練習は体力や精神的な状況を考慮した上、顧問がその内容を決定する。仮入部期間及び5月末までは、17:00終了、17:15に下校させる（授業が午前中のみの場合、放課後の活動は15:15終了、15:30に下校させる）。また、休日の練習に関しては、各顧問の判断により、活動を行う。

(6) 以下の場合で部活動への重複在籍は原則として認めない。

- ・校内での部活動を2つ以上在籍する場合
- ・校外団体に登録している種目がある場合（ただし、必ず本校の中学校体育連盟の大会に参加することができる者は除く）

(7) 退部について

- ・保護者と生徒が十分に話し合い、担任と同意の上、退部の必要性を顧問が確認したとき、退部を認める。
- ・保護者の印のある所定の退部届を担任が確認、捺印し、生徒が顧問に提出し、顧問が受理した時点で退部となる。

(8) 転部について

- ・別の部活にかわりたい場合は必ず前の部活に退部届けを提出してから、新しい部活に仮入部期間を設けた上で、入部届を提出させること。この時、必ず、移動を希望してきている部活の顧問は、移動前の部活の顧問と充分連絡をとり合うこと。

- ・部活動の引退後に、活動を継続している部活動に再入部することはできない。

第7条 休日、休業中の部活動実施について(校外引率を含む。)

- (1) 休日、休業中の活動に関しては顧問の責任下で実施する。
- (2) 体育館及び活動場所の鍵は顧問が責任を持って管理し、顧問が不在の時は鍵を貸し出さない。戸締り、最終点検は顧問の手で行う。
- (3) 登下校の指導も十分行うこと。
- (4) 他校を呼んだ場合、生活、美化指導の徹底を他校顧問に依頼し、トラブルのないように留意する。
- (5) 校外へ生徒を引率して活動する際は次の点に留意する。
 - ・学校集合、学校解散を原則とし顧問が引率して移動する。移動は徒歩、バス、電車を原則とする。
 - ・他校とのトラブルのないように注意するとともに貴重品の管理など適切な指示を行う。
 - ・大会、合同練習等がある場合、又、別の学校等へ出かける場合、保護者・生徒との連絡方法を確実に伝えておくこと。
 - ・行き帰りの安全指導、帰宅時間の配慮を十分に行い適切な指示をする。尚、練習試合及び公式戦など部活で揃えたウェアでの移動を認める。

第8条 体育館使用について

生徒手帳の体育館使用規定に準ずる。

2 設置の部活動

運動部	軟式野球部、サッカー部、女子バレーボール部、陸上競技部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、剣道部、男子卓球部、女子卓球部、水泳部
文化部	吹奏楽部・美術部・総合文化部